

## 2号地 物件概要書

※ 物件概要書は、貸付概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で現地  
の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土地の概要	
所在地	神戸市中央区脇浜海岸通11番1のうち
現況地目	宅地
現況	更地
貸付面積	1,380.15㎡(実測)
契約の概要	
貸付形態	土地賃貸借契約【民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく】
貸付期間	令和4年12月1日から令和7年3月31日
用途	平面駐車場(建物所有目的には使用できません。)
最低月額貸付価格	¥255,800-(消費税込)
入札保証金	¥767,400-
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>貸付対象地には工作物(ネットフェンス、門扉、排水溝、アスファルト舗装、ライン、電気配管・配線&lt;埋設分&gt;、赤色のビニール製ポール(5本)、U字柵、西出口側の精算機コンクリート基礎部分、東出口側の発券機コンクリート基礎部分)が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。</li><li>上記工作物のうち、アスファルト舗装、ライン、電気配管・配線&lt;埋設分&gt;、赤色のビニール製ポール(5本)、U字柵、西出口側の精算機コンクリート基礎部分、東入口側の発券機コンクリート基礎部分については契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンス、門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。</li><li>落札者が新たに設置する工作物については、落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。</li><li>貸付対象地東側部分において、フェンス設置はせず現状同様南北に通抜け可能なスペースを確保してください。</li><li>貸付対象地北側において、隣接地のネットフェンス(灰色)の一部が越境していますが、現状での貸付となります。</li><li>貸付対象地内において、標識柱がありますが、現状での貸付となります。</li><li>北側前面道路に阪神高速道路3号神戸線の柱、ガードレール及び標識柱があります。</li><li>西側前面道路に標識柱、街灯柱、信号柱及び乱横断防止柵があります。</li><li>貸付対象地は阪神高速道路3号神戸線の高架下であり、貸付対象地の使用にあたっては阪神高速道路の占用許可条件を遵守していただく必要があります。なお、落札者と本市が締結する賃貸借契約書とは別に、当該地条件について遵守する旨の覚書を本市と締結していただきます。また、賃貸借契約</li></ul>

後、貸付対象地において工事を実施する際には、協議のうえ事前に阪神高速道路の許可を受ける必要があります、その審査には概ね2ヶ月程度の時間を要する場合があります。詳しくは、阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部（TEL. 078-331-9801）にご確認ください。

- ・貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関、関係事業者にご確認下さい。

(物件担当課) 都市局用地活用推進課

TEL : 078-595-6751

## 2号地 位置図

中央区脇浜海岸通11番1のうち



## 2号地 画地図

### 中央区脇浜海岸通11番1のうち

